

競輪部分のみ抜粋



競輪・オートレース事業活性化プラン

産業構造審議会車両競技分科会車両競技活性化小委員会報告書

平成18年3月

産業構造審議会車両競技分科会車両競技活性化小委員会

目次

1. 競輪事業の活性化

1. 魅力ある番組と迫力あるレースの実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 魅力ある番組の実現
 - (2) 迫力あるレースの実現

2. 顧客にとって便利で快適な環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 車券購入の利便性向上
 - (2) 賭式の簡素化と払戻率の多様化
 - (3) 競輪場その他の施設の改善
 - (4) 顧客サービスの徹底
 - (5) ノミ行為の取締りの強化

3. 施行者の経営改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) データに基づく迅速な経営
 - (2) 賞典費の見直し
 - (3) 開催規模の見直し
 - (4) 特別競輪開催場の選考の見直し
 - (5) 場間場外発売手数料の適正化
 - (6) 民間委託の推進
 - (7) 交付金制度の見直し

4. 関係団体の事業見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 自転車振興会の事業・組織の見直し
 - (2) 自転車競技会の組織の見直し
 - (3) 関係団体の事業の見直し
 - (4) 意思決定の迅速化と責任の明確化
 - (5) 競輪事業に関する経営分析力の強化
 - (6) 広報活動の見直し

●報告書附属表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

●委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

●審議の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

競輪・オートレース事業活性化プラン

競輪・オートレース事業を巡る厳しい現状を踏まえれば、関係者が一丸となって、一刻も早く、両事業の活性化に向けた包括的な取組に着手する必要があることは論を待たない。このため、両事業の活性化に必要な改革を集中的に進めるべく、以下のとおり、それぞれの事項について、責任をもって実現にあたるべき主体と、実施の期限を明確にする。

両事業の関係者が、今後、このプランを着実に実行に移し、両事業の活性化につなげていくことが期待される。

なお、この計画の実施状況については、少なくとも年2回、車両競技活性化小委員会が報告を受け、進捗をチェックすることとしたい。

Ⅰ. 競輪事業の活性化

1. 魅力ある番組と迫力あるレースの実現

(1) 魅力ある番組の実現

①開催体系の見直し

ファンの車券購入に支えられている競輪事業の活性化のためには、魅力ある番組と迫力あるレースの実現が最優先課題である。

特に、GⅠ～GⅢのグレードレースについて、出場選手や番組編成の画一化がファン離れにつながっているとの指摘がなされており、出場選手選考や概定番組のあり方について見直しを行う必要がある。また、開催相互の関連づけを行うストーリー制について、ファンにとって開催の魅力を増す要素となっているかなど、その有効性を検証する必要がある。

このため、平成14年度から全面実施された新番組制度をはじめ、開催体系、得点制度、新商品の導入等について、本年1月から開催しているエキジビションレース（先頭誘導自転車への電動アシスト自転車の導入を含む。）に対する評価などを行いつつ、日本自転車振興会が中心となって検討することとし、平成18年度中にファンの意見を聴きつつ評価を行い、その結果を踏まえて必要な見直しを行い、平成19年7月から実施する。得点制度、級班制の見直しについては、平成18年9月末までにその内容を決定し、平成19年6月からシス

テムの見直しが予定されているVICシステムのフェーズ2に盛り込むこととする。

②直前欠場・中途欠場の防止

特別競輪前後のGⅢ競走における欠場や期末の下位格開催（FⅠ・FⅡ）における中途欠場については、特別競輪のための調整や競走得点への配慮などが理由ではないかというファンの指摘が少なくない。

GⅢにおける直前の欠場はファンの期待を裏切るものであるとともに、出場契約の遵守という観点からも望ましくない行為である。このため、出場契約について選手が十分な自覚をもって締結することができるよう、あっせんから出場契約までの手続に時間的余裕を持たせることとする一方、直前の欠場に対しては違約金の徴収や一定期間のあっせん停止といったペナルティを課すことが適切であると考えられる。

このため、日本自転車振興会を中心にあっせん手続の改善や出場契約違反に対するペナルティに関する制度の詳細について検討を進め、平成18年中に結論を得る。

また、下位格開催（FⅠ・FⅡ）における中途欠場については、開催地や開催日程によっては補充が困難であり、欠車で競走を余儀なくされることも少なくなく、これがファンの競走への興味が薄れる原因ともなっている。

もちろん、選手の中途欠場については、医師の診断を受けた腰痛などが理由であるものがほとんどであることを踏まえれば、一概に競走得点への配慮等によると断定すべきではないが、傷病による欠場者については一定期間のあっせんを停止するなどの措置により、ファンの納得の得られる形で欠場を認めることとする必要があると考えられる。このため、傷病による欠場者への次回あっせんに関するルールの具体化について、日本自転車振興会を中心に検討を進め、平成18年中に結論を得る。

上記の直前欠場、中途欠場防止策は、昭和47年に（社）全国競輪施行者協議会と（社）日本競輪選手会の合意に基づき定められて以降、見直しが行われていない「競輪選手の出場に関する約款」に、現行では関係団体間の申合せとされている中途欠場防止に関する措置を盛り込む形で総合的に見直し、平成19年1月から実施に移すことにする。また、これにあわせて、ファンにとって推理しづらい補充選手の扱いについては、廃止も含めて見直し、平成19年1月から実施する。

③レース演出等のエンターテインメント化

他の娯楽との競合の中で新たな競輪ファンの獲得を進めるとの観点から、レ

レース前後の演出をより楽しく、華やかなものとするとともに、ファンとの交流をできる限り拡大することが求められている。

このため、KEIRINグランプリ'05において実施した新たなファンファーレの使用、モノコック自転車の先頭誘導自転車への使用、ファンが参加する前夜祭や表彰式の演出などの先行的な取組を、平成18年度以降は、各地の施行者が導入することが可能となるよう、日本自転車振興会は、関係団体と協力してノウハウの提供や必要な規程の改正を早急に行う。

また、先頭誘導員や選手の競走用自転車、ヘルメット、ユニフォーム等のデザイン・形態について、日本自転車振興会は、よりファンにアピールすることができるものとするよう検討を行い、平成18年度からグレードレースにおいて試験的な導入を行う。

(2) 迫力あるレースの実現

①下位格開催の活性化

FⅠ・FⅡなどの下位格開催のレースが迫力やスピード感に乏しく、ファンからの批判があることを踏まえれば、レースの活性化により、ファンの関心を引きつけるための抜本的な見直しが必要である。このため、中央登録競輪選手制度改善委員会等において、下位格開催の活性化につながると考えられる以下の事項について検討し、平成18年度中に結論を得て、平成19年度から必要な見直しを行うこととする。

イ) 下位格開催(FⅠ・FⅡ)における地元を中心としたあっせんの実施

ロ) 下位格開催における賞金制度の見直し

平成18年度中に、下位格開催(FⅠ・FⅡ)の下位レースにおける着外賞金(4着以下)の廃止、競輪場間の選手賞金格差の見直し等について検討し、平成19年度から適用する。

ハ) 敢闘義務違反に関するルールの適用の厳格化・明確化

ニ) 先頭誘導のスピードアップ

ホ) 新商品の導入

ヘ) 定期的な競走タイムの測定とファンに対する公表

平成19年から、選手登録の更新時等に200m、400m、1000mタイムを測定し、「KEIRIN Data Plaza」の該当欄等において公表する。
等

②新人育成の充実・強化

将来のスター選手を育成する観点から、平成18年度に募集を行う第93期

生から、日本競輪学校への入校者数を年間150名程度とするとともに、いわゆる「適性枠」での入校者数を現在の年間5名程度から年間30名程度に増加させること、学科試験や受験年齢制限を撤廃することにより、幅広い層から新人選手を集めることとする。

あわせて、優秀な選手は6ヶ月間で卒業し、直ちにレースにあっせんされる仕組みとするとともに、学校在籍期間における成績で卒業の可否を厳格に判断して一定の競走能力に満たない生徒は卒業できない制度を導入するため、平成18年のできる限り早期に、日本自転車振興会を中心に制度の詳細を検討し、第92期生から適用することとする。

加えて、特に「適性枠」及び「特別枠」での入校者の増加を図るため、自転車競技以外の競技も含めた幅広い分野のスポーツ選手や学生から有望な人材を集めるべく、日本自転車振興会は、平成18年のできる限り早期に、全国的な勧誘活動を行うためのスカウト制度を導入し、第93期生の募集時期に合わせて活動を開始する。

さらに、自転車競技人口の裾野を拡大し、優秀な選手が輩出される環境を整備するとの観点から、日本自転車振興会は、関係団体と協力しつつ、地域におけるジュニア選手育成を助成する仕組みについて検討し、平成18年度中に結論を得る。

③トップ選手の強化

競輪のトップに位置するS級1班上位の選手は、競輪にファンを引きつけるスターであるとともに、オリンピックや世界選手権などの自転車競技でも活躍することが期待される一流のアスリートである。しかしながら、年間ほぼ休みなくレースが開催されるという競輪事業の性格上、これらのトップ選手がコンディション調整のための十分な時間を確保することができず、本来の実力を発揮することができない場合も少なくない。また、ワールドカップや世界選手権などの開催時期においては、自転車競技との両立も求められることとなり、ますますその困難性が高まっている。こうした観点から、以下の事項について、日本自転車振興会を中心に検討し、それぞれ以下に示した時期までに具体的な措置をとることとする。

- イ) 科学的トレーニングを行うことができる施設や国際規格の屋内バンクを備えたナショナル・トレーニングセンターの整備（平成18年度中に関係者間の意見調整を完了）
- ロ) ワールドカップ等の開催時期と上位格開催時期の調整や、将来的なワールドカップなどの国際的な競技大会の誘致（平成18年度中に関係者間の意見調整を完了）

ハ) 上位格開催を実施しないオフ期間の設定と上位格開催の賞金額の引き上げ(平成19年度から)

二) さらなる上位級(SS級)の創設(上記ハ)と合わせ、平成19年7月から実施)

また、普通開催で行われている現行の国際競輪に加え、上位格開催においても外国の強豪選手と切磋琢磨することにより選手の実力を向上させる機会を増やすとの観点から、外国人選手の参入をより円滑にする国際免許制度を平成19年から導入することとする。

このため、日本自転車振興会が必要な制度の詳細について検討し、早急に結論を得る。

④ルール・審判制度の見直し

魅力的で迫力ある競走の実現のためには、選手の強化に加えて、適正なルール設定とその厳格な運用が必要不可欠である。

ルールについては、日本自転車振興会が、平成18年度中にこれまでの累次の見直しについてファンの意見を聴きつつ評価を行い、その結果を踏まえて必要な改正を行うこととし、平成19年度から実施する。

また、レースを現場で監督する審判については、資格を更新する際に審判としての能力を審判実務に通暁している者の意見を踏まえつつ適切に判定するべく、日本自転車振興会が制度の見直しを行うこととし、その詳細について平成18年度中に検討し、平成19年度から実施する。

2. 顧客にとって便利で快適な環境の整備

(1) 車券購入の利便性向上

①インターネット投票システムの充実

インターネットによる車券購入については、今後、より一層拡大することが予想され、新たなファン層の発掘にも大きな効果があるものと考えられる。

このため、日本自転車振興会は、平成18年度からインターネット投票システムを抜本的にリニューアルするとともに、民間ポータルサイトの活用について競輪政策決定会議等で議論し、平成18年度中に導入する。さらに、インターネットによる全レースの動画配信、クレジットカード決済を含むサービスの多様化について、平成18年度中に導入する。

②専用場外車券売場の整備

競輪場のない地域においても、ファンが興味のあるレースの車券を手軽に購入することができるよう、民間の専用場外車券売場の設置者と施行者との間で、発売するレースの選定に関する調整が行われる必要がある。

このため、平成18年度中に、(社)全国競輪施行者協議会と関係団体が調整を行う場を設定する。

また、経済産業省は、他の公営競技場等における車券販売についての許可基準の緩和や小規模な施設についての許可基準の策定など、専用場外車券売場の設置に関する規制のあり方について、他の公営競技における取扱いも踏まえて再検討し、平成18年度のできる限り早い時期に結論を得て、直ちにその結果を踏まえた見直しを行う。

さらに、日本自転車振興会は、場外車券売場を新たに設置しようとする者及び場外車券売場の施設・設備を更新しようとする者を支援する措置を講ずるべく平成18年度中に検討し、平成19年度から実施する。

③投票開始時間の前倒し等

現在の投票開始時間では、車券を購入できる時間はレース当日の朝からに限られているが、できる限りファンが購入しやすい時間帯にあわせて前売販売を行うことにより、売上の拡大を図るべきである。そのため、日本自転車振興会は、出走表が確定した時点でインターネット投票システムや場外車券売場において車券を購入することを平成18年度から可能にするため、必要な調整・整備を行う。

また、成年であれば、学生であるか否かを問わず、車券購入を可能とする。

(2) 賭式の簡素化と払戻率の多様化

平成14年度より三連単が導入された結果、ファンの車券購入のほとんどは配当性向の高い三連単と二車単が占める一方、ワイドや二枠複などの賭式については、ほとんど購入されない状況となっている。新たなファンにとってもわかりやすく、それでいて推理の妙味や的中の喜びも味わえるよう、経済産業省は、多様化しすぎた賭式の簡素化を行うとともに、賭式によって払戻率を変更することを可能にすることや重勝式の採用の可否についても検討することとし、平成18年中に結論を得て、必要があれば、平成19年の通常国会に所要の法案を提出することとする。

また、三連単の導入に伴って廃止された単勝等の車券の発売についても平成

18年9月末までに検討し、結論を得る。

(3) 競輪場その他の施設の改善

近年、施行者の経営状況が悪化している中、老朽化した競輪場などの施設の改修など、集客のために必要な投資をすることが困難となっている施行者が少なくない。こうした観点から、経済産業省は、現行の交付金制度を見直し、前年度に施設整備などに投資した経費について、交付金の一定割合を上限に還付する時限的制度を創設することとし、平成19年の通常国会に所要の法案を提出することとする。

あわせて、現行法で義務づけられている入場料、施設の設置に関する規制を緩和し、競輪場と周辺施設を一体的に整備し、地域住民にも開かれた施設とすることを可能とする。

(4) 顧客サービスの徹底

既存のファンの満足を高めるとともに、新たなファンを獲得していくためには、「汚い、暗い、怖い」という従来の競輪場のイメージから脱却し、「きれいで明るく、家族で休日を楽しめる」競輪場を実現していくことが必要不可欠である。また、レースや選手に関する情報提供やファンを対象とした「競輪アカデミー（仮称）」を開催し、ファンを育成していくことや、ファン感謝祭などによりファンと選手との交流を進めることも肝要である。

こうした目的の実現のためには、それぞれの競輪場において、施行者がサービス業のプロフェッショナルとしての高い意識を持ち、ファンサービスを徹底する必要がある。そのため、施行者はファンに対して満足度の高いサービスを提供することを約束するとともに、各競輪場における取組状況を毎年公表することとする。

(5) ノミ行為の取締りの強化

経済産業省は、インターネット違法ギャンブル等ノミ行為の取締りを強化するための取組について検討することとし、平成18年中に結論を得て、必要があれば、平成19年の通常国会に所要の法案を提出することとする。

3. 施行者の経営改善

(1) データに基づく迅速な経営

施行者に対しては、平成14年度より、企業会計原則に基づく収支報告が義務づけられているところであるが、各施行者ごとに記入内容が異なっていたり、提出期日が守られないなど、リアルタイムでの経営状況の把握や、それを活用した迅速な経営面での意思決定に生かすことが難しい状況である。そのため、各施行者は、平成17年度報告分より提出の義務を遵守することとし、(社)全国競輪施行者協議会は各施行者に遵守の徹底を図る。

また、提出されたデータを施行者間で共有し、自場においてコスト高になっている部分の改善を行うなどの観点から、(社)全国競輪施行者協議会は、平成18年度中に、必要なデータの種類について検討を行うとともに、平成19年度より毎年データの収集とその活用状況の評価を行うこととする。

さらに、各施行者は平成18年度中に以下の取組を行うこととし、毎年実施状況の評価及び(社)全国競輪施行者協議会への報告を行うこととする。

- イ) 経営に必要な基礎データの迅速な収集(特にコスト面)
- ロ) 事業計画の策定とフォローアップ
- ハ) モデルケースを参考にしたコスト削減策やサービス向上策の採用
- ニ) 情報システム関連経費を中心とした契約形態の見直し
- ホ) 従事員の離職餞別金や一時金の見直し

(2) 賞典費の見直し

施行者の経費における賞典費の比率が年々高まっていることを踏まえ、賞典費については、平成18年度以降、売上の変動を踏まえた見直しを行うことを原則とする。

このため、(社)全国競輪施行者協議会及び(社)日本競輪選手会は、平成18年度以降、①天候不良時の特別出場手当、②ナイター手当、③寒冷地手当等各種の手当の廃止を含めた見直しを進めるとともに、賞典費の決定方式に関するルールについて検討し、平成18年度中に結論を得て、平成19年度から実施する。

また、旅費負担の在り方についても見直しを行う。たとえば、各選手は必ず一つの競輪場等に所属することとし、レース出場に際しての旅費の支払い方法を適正なものにすべく、当該競輪場からレース開催競輪場の間のみ支払う方式の導入などについて、(社)全国競輪施行者協議会及び施行者は(社)日本競輪選手会等の関係団体と調整し、平成19年度から実施することとする。

(3) 開催規模の見直し

F II開催については、売上の低迷が著しいことから施行者の経営を圧迫する要因となっているとともに、開催時期が集中しているために選手のあっせんにも困難が生じている状況にある。

このため、経済産業省は、平成18年度における暫定的な措置としてF II開催を35節削減することとしたが、中期的には、売上の動向、平成20年度以降における選手数の見通しを踏まえ、その時点において適切なあっせんが行われるよう、F IIの開催規模について検討することとし、平成18年度中に結論を得て、平成19年度以降、段階的に適正な水準に移行することとする。

その際、前述のF IIの活性化についての検討結果を踏まえるとともに、F II開催時の場間場外引受のあり方についても並行して検討することとする。

(4) 特別競輪開催場の選考の見直し

特別競輪の開催については、売上増加の実績等の開催場の選定要件及びその優先順位を明確化し、施行者間の努力と競争を促すべきである。

このため、経済産業省は、平成18年6月末までに特別競輪等運営要綱を見直し、全ての特別競輪について開催場の選定方法及び選定要件を具体化・明確化する。また特別競輪等運営委員会は、平成20年度以降の特別競輪を対象に、具体化された要件に則って開催場の選考を行うこととする。

(5) 場間場外発売手数料の適正化

現行の場間場外発売委託の手数料について、全額委託側が負担する原則となっていることから、受託側で効率化のインセンティブが働かないとの指摘がある。

こうした観点から、(社)全国競輪施行者協議会は、場間場外発売委託の手数料に関する標準的なルールについて検討し、平成18年度中に結論を得て、平成19年度から適用することとする。

(6) 民間委託の推進

創意工夫のあるサービスの提供、さらなるコスト削減、競争原理に基づく効率的な事業の実施のため、(社)全国競輪施行者協議会は、各施行者が民間委託

制度を活用するよう促進する。また、各施行者は、平成18年度中に包括民間委託の導入の可否について検討し、その結果を踏まえ、包括民間委託を導入する場合には、できる限り早期に実施に移すこととする。その際、近隣の施行者が共通の事業者委託することにより、コストの低減を図ることについても、積極的に検討する。

(7) 交付金制度の見直し

上述の交付金制度の見直しに加え、特に経営状況の悪化した施行者に対して講じられている交付金猶予制度について、利用の円滑化を図るための措置を講ずる。経済産業省は、特例期間の延長などについて平成18年中に検討し、その結論を踏まえ、平成19年の通常国会に所要の法案を提出することとする。

4. 関係団体の事業見直し

(1) 日本自転車振興会の事業・組織の見直し

日本自転車振興会は、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」を踏まえ、その事業・組織の見直しを行うこととし、経済産業省は、平成19年の通常国会に所要の法案を提出することとする。

あわせて、日本自転車振興会が競輪活性化のための企画立案や関係者間の調整を適切に行うことができるよう、外部人材の登用と人事交流の活発化を含めた組織運営全般に関する検討を行い、結論を得る。

(2) 自転車競技会の組織の見直し

全国に7つ存在する自転車競技会については、組織・運営の効率化を図る観点から、平成19年度中に統合・公益法人化することとする。経済産業省は、平成19年の通常国会に所要の法案を提出することとする。

(3) 関係団体の事業の見直し

(社)全国競輪施行者協議会は、その運営を整理合理化し、平成19年度以降、特別分担金をはじめとする各種の分担金を大幅に引き下げる等の措置を講ずることにより、施行者の負担を軽減することとする。

競輪選手共済制度については、負担と給付の公平を担保する観点から、まず可能な限り経費削減を図るとともに、(財)全国競輪選手共済会が、(社)日本競輪選手会をはじめとする関係団体と協力して、中期的な制度のあり方について早急に検討を開始し、できる限り早期に結論を得る。

(4) 意思決定の迅速化と責任の明確化

競輪事業に関する関係団体間の調整と意思決定を迅速化する観点から、平成18年度から、現行の競輪政策決定会議に中央登録競輪選手制度改善委員会等の関係委員会を統合した上で、選手の就業・賞典費に関する事項、施行者と場外車券売場の間の調整に関する事項を含む競輪に関する重要事項についての最終的な意思決定機関として位置づけるとともに、委員構成、議事運営等についても、幅広い意見を集約できるよう抜本的な見直しを行う。

(5) 競輪事業に関する経営分析力の強化

競輪事業の経営に関する定量的なデータに基づく分析については、継続的に知見を蓄積しつつ行う必要があることから、平成18年度以降、日本自転車振興会は、顧客動向、売上動向、開催経費など、競輪事業の経営に関する各種の指標について、客観的な分析・評価を可能とするベンチマークを提供する体制を整備し、その結果を公表するとともに、施行者等の経営改善を支援することとする。

(6) 広報活動の見直し

競輪事業に関する各種の広報活動については、日本自転車振興会、(社)全国競輪施行者協議会、各施行者などが、テレビ、ラジオ、スポーツ紙などの様々な媒体を用いて展開しているが、その費用対効果については明確ではなく、それぞれの活動がバラバラに行われ、重複があるのではないかと指摘もある。

このため、日本自転車振興会、(社)全国競輪施行者協議会などの行っている広報活動については、費用対効果の観点からゼロベースで見直すこととする。

このため、競輪のイメージアップを図るための統一的なプランを平成18年度中に作成し、平成19年度以降は、日本自転車振興会と各施行者の分担関係を明確にした上で、このプランに基づく広報活動を集中的に行うこととし、規模のメリットを活用した効果的なPR活動を実施する。

競輪の活性化について

*必要に応じて法案提出

大項目	中項目	小項目	実施事項	推進・実施主体	検討時期	開始時期
1. 魅力ある番組と迫力あるレースの実現	(1) 魅力ある番組の実現	① 番組編成の多様化	・特にGⅠ～GⅢのグレードレースについて、出場選手や番組編成を見直し、ファンのニーズにあった魅力ある番組を実現する。	日自振	18年度	19年7月
		② 直前欠場・中途欠場の防止	・選手が自覚を持って出場契約を結び、直前・中途欠場をしないよう、制度の見直しを行う。	日自振	18年度	19年度
		③ レース演出等のエンターテインメント化	・レース前後の演出やファンとの交流を活性化するため、ノウハウ提供や規定の改正を行う。	日自振		18年度
			・ユニフォーム等のデザインについて、よりアピールできるものとするため、試験的に導入する。	日自振		18年度
	(2) 迫力あるレースの実現	① 下位格開催の活性化	・敢闘義務違反に関するルールの明確化や得点・賞金制度の見直し、先頭誘導のスピードアップ、トレーニングの強化等によりレースを活性化する。	中選委	18年度	19年度
		② 新人育成の充実	・日本競輪学校の入校者数を増大し、また育成カリキュラムを見直すことで、優秀な新人を獲得・養成する。	中選委・日自振		18年度
			・地域におけるジュニア育成を助成する仕組みを構築する。	日自振	18年度	19年度
		③ トップ選手の強化	・訓練施設整備やオフの導入、賞金額の引き上げ、国際大会や外国人選手の誘致、上位級創設などにより、トップ選手を獲得・養成する。	日自振	18年度	18年度より順次
	④ ルール・審判制度の見直し	・これまでのルール変更について、ファンの意見を踏まえた評価を行い、あわせて審判制度についても、審判実務の能力を適正に判定できるように見直しを行う。	日自振	18年度	19年度	
	2. 便利で快適な環境の整備	(1) 車券購入の利便性向上	① インターネット投票システムの充実	・インターネット投票システムを抜本的にリニューアルするとともに、動画配信、決済サービスを導入・強化する。	日自振	
② 専用場外車券売場の整備			・専用場外車券売場において発売するレースの選定に関し、意見交換の場を設け、適切なルールを設定する。	全輪協		18年度
			・専用場外車券売場の設置に関する規制について再検討し、見直しを行う。	経済産業省	18年度	出来る限り早期
③ 投票開始時間の前倒し等		・出走表が確定した時点での車券購入を可能とする。	日自振		18年度	
(2) 賭式の簡素化と払戻率の多様化		・多様化しすぎた賭式の簡素化を行うとともに、賭式によって払戻率を変更することや重勝式の導入を可能にする。単勝の販売の再開を検討する。	経済産業省	18年	19年*	
(3) 競輪場その他の施設の改善		・交付金制度を見直し、各施行者の投資経費の一部を還元出来る時限的の制度を創設する。	経済産業省	18年	19年*	
		・入場料に関する規制を緩和し、施設基準を見直すことで、競輪施設を地域に開かれた存在にする。	経済産業省	18年	19年*	

	(4)顧客サービスの徹底	・競輪アカデミー、ファン感謝祭などの取組のほか、「キレイ、明るい、楽しい」というイメージを実現するため、KEIRINイメージアップキャンペーンを徹底する。	全関係団体		18年度
	(5)ノミ行為の取締りの強化	・インターネット違法ギャンブル等ノミ行為の取締りを強化するため、法令に関係規定を盛り込む。	経済産業省	18年度	19年*
3. 施行者の経営改善	(1)データに基づく迅速な経営	・施行者がデータの収集・活用を徹底し、リアルタイムで経営状況を把握しながら経営を行うよう徹底する。	全輪協、各施行者		18年度
	(2)賞典費の見直し	・各種手当での簡素化により、売上の変動を踏まえた賞典費額の設定を可能とする。	全輪協・日競選	18年度	19年度
	(3)開催規模の見直し	・FIIの開催規模について、20年度の選手数の見通しを踏まえた上で適正なあっせんが行われるように見直し、計画的に実施する。	経済産業省	18年度	19年度以降
	(4)特別競輪開催場の選考の見直し	・努力を行っている競輪場において特別競輪を開催するよう、選考要件を具体化・明確化し、それに沿って選定を行う。	経済産業省・特別競輪等運営委員会	18年6月	20年度以降に適用
	(5)場間場外発売手数料の適正化	・場間場外発売に対する委託の手数料に関して標準的なルールを策定する。	全輪協	18年度	19年度
	(6)民間委託の推進	・コスト削減、効率的事業実施のため、民間委託をさらに進める。	全輪協	18年度	出来る限り早期
	(7)交付金制度の見直し	・交付金納付猶予制度について特例期間の延長など利用円滑化措置を講じる。	経済産業省	18年	19年*
4. 関係団体の事業見直し	(1)日自振の事業・組織の見直し	・日自振は補助事業の徹底した透明化のため措置を講じる。また、組織の効率化・企画力の向上のため、同会および日動振の実施事業について、指定を受けた一つの公益法人が承継することを基本とする。	日自振(日動振)・経済産業省	18年	19年*
	(2)自転車競技会の組織の見直し	・全国に7つある自転車競技会を一つの公益法人に統合する。	自全協・各競技会・経済産業省	18年	19年*
	(3)関係団体の事業の見直し	・全輪協は、運営を合理化し、分担金を大幅に削減する。	全輪協	18年度	19年度
		・競輪選手共済制度について、中期的な制度のあり方について検討する。	日競選、共済会	18年度	出来る限り早期
	(4)意志決定の迅速化と責任の明確化	・競輪政策決定会議を改組し、関係団体間の調整と意志決定を迅速化する。	全関係団体		18年度
	(5)競輪事業に関する経営分析力の強化	・競輪事業に関する定量的なデータに基づく分析を行い、競輪全体の広報やレースの設計に反映する。	日自振		18年度
(6)広報活動の見直し	・競輪のイメージアップを図るための統一的な広報プランを作成し、各団体の分担関係を明確にした上で、集中的に規模のメリットを活用した効果的PR活動を実施する。	日自振	18年度	19年度	

産業構造審議会車両競技分科会車両競技活性化小委員会

<委員名簿>

[委員長]

横山 和夫（東京理科大学教授・公認会計士）

[委員]

大坪 伊作（公営競技コンサルタント・競輪マネジメント研究会主宰）

川村 浩史（㈱国際メディア・コーポレーション代表エグゼクティブディレクター、
元NHK報道局スポーツセンター・エグゼクティブプロデューサー）

河野 光雄（内外情報研究会会長）

齋藤 治彦（K F i ㈱代表取締役社長）

舘内 端（モータージャーナリスト）

中島 芳昭（日本商工会議所理事）

中瀬ゆかり（㈱新潮社「新潮45」編集長）

中野 浩一（スポーツコメンテーター）

藤沢 一就（囲碁棋士（八段））

山田美保子（放送作家）

審議の経過

産業構造審議会車両競技分科会車両競技活性化小委員会では、平成17年6月10日から平成18年3月14日までの間、競輪・オートレースの活性化策等に関する検討を行うため、以下のとおり、施行者や関係諸団体からのヒアリングを含め、合計9回の審議を行った。

●第1回〔平成17年6月10日〕

- ・ 車両競技活性化小委員会における検討について
- ・ 競輪・オートレースの現状について
- ・ 競輪・オートレースの活性化に向けた取組について
（日本自転車振興会からのヒアリング）
（日本小型自動車振興会からのヒアリング①）
- ・ 自転車競技法・小型自動車競走法の施行状況について

●第2回〔平成17年8月24日〕

- ・ 競輪事業の収支状況について
（社団法人全国競輪施行者協議会からのヒアリング①）

●第3回〔平成17年9月30日〕

- ・ 競輪事業の収支改善に向けた取組について
（岸和田市、平塚市、福井市からのヒアリング）
（社団法人全国競輪施行者協議会からのヒアリング②）

●第4回〔平成17年10月26日〕

- ・ 競輪の選手制度に関する取組状況について
（社団法人日本競輪選手会からのヒアリング）
- ・ 競輪の競技運営に関する取組状況について
（自転車競技会全国協議会からのヒアリング）
- ・ 特殊法人改革の進捗状況について

- 第5回 [平成17年11月14日]
 - ・ 競輪の場外車券売場に関する取組
(全国場外車券売場設置者協議会からのヒアリング)
 - ・ オートレース事業再興に向けての取組
(日本小型自動車振興会からのヒアリング②)
 - ・ 競輪・オートレース事業再興に向けての重点課題①

- 第6回 [平成17年12月16日]
 - ・ 競輪・オートレース事業再興に向けての重点課題②
 - ・ 特殊法人改革の進捗状況

- 第7回 [平成18年1月20日]
 - ・ 車両競技活性化小委員会報告書骨子

- 第8回 [平成18年2月15日]
 - ・ 車両競技活性化小委員会報告書(案)の審議

- パブリックコメント [2月17日～3月9日]

- 第9回 [平成18年3月14日]
 - ・ 車両競技活性化小委員会報告書取りまとめ